

補助金交付申請書

労第 〇〇〇〇 号

平成30年 6月 1日

兵庫県知事 様

住 所 〒650-8567

神戸市中央区〇×通り1-1

団 体 名 株式会社〇〇工業

代表者名 代表取締役 兵庫 太郎 印

平成30年度において、企業魅力アップ・定着支援事業を下記のとおり実施したいので、補助金
200,000円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 事業の内容及び経費区分（別記）
- 事業の着工予定年月日 平成30年6月 1日
事業の完了予定年月日 平成30年8月31日
- 添付書類

別紙1（事業計画書）、別紙2（経費積算書）

別記

記載例

収支予算書

1 収入の部

科目	予算額	摘要
県補助金	200,000円	企業魅力アップ・定着支援事業
自主財源	800,000円	
計	1,000,000円	

2 支出の部

科目	予算額	摘要
求人メディア掲載費	300,000円	
就職説明会等出展費	700,000円	
計	1,000,000円	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

様式第1号の2（第3条関係）

誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

- 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
- 間接補助事業を行う場合にあっては、上記1又は2に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと。
- 知事が、上記1、及び2を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

平成30年 6月 1日

（兵庫県知事
井戸敏三）様

住 所 〒650-8567

神戸市中央区〇×通り1-1

団 体 名 株式会社〇〇工業

代表者名 代表取締役 兵庫 太郎

印

企業魅力アップ・定着支援事業計画書

事業者名	株式会社 ○○工業			
代表者名	代表取締役 <small>ひょうご たろう</small> 兵庫 太郎			
所在地	〒650-8567 神戸市中央区○×通り1-1			
連絡先電話番号	078-000-××××			
連絡先FAX番号	078-×××-▽▽▽▽			
連絡先メールアドレス	hyogo-000@hyogo.co.jp			
担当者氏名	<small>ひょうご はなこ</small> 兵庫 花菜子			
事業内容	(1) 今後1年間の採用計画人数		(2) 直近1年間の採用計画・実績人数	
	10人		計画	実績
			10人	7人
<p>(3) 補助事業の内容</p> <p>※ 実施期間、事業内容等について、詳しくご記載ください (下記ア～ウすべてに取組む必要はありません)</p> <p>ア 求人メディアへの掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○○転職サイトへの求人情報掲載 掲載期間：平成30年6月1日～8月31日 ・××新聞への求人広告掲載 掲載日 平成30年6月1日 <p>イ 就職説明会・面接会等への出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・■■就職面接会への出展 開催日：平成30年7月1日13:30～17:00 特大ブースを借りて、面接会を実施 <p>ウ 自社ホームページ改修</p>				

※ 本事業の利用により、新たな情報発信・採用活動へ取組み、採用につなげていくことが本事業の趣旨であるため、今年度の採用計画人数が昨年度の採用人数を上回っていることが要件となります

※ 事業の検証及び評価を行うため、事業終了後、採用状況について、確認させていただきます

企業魅力アップ・定着支援事業経費積算書

経費の配分等

(単位：円)

区分	細目	補助対象経費	補助金申請額	内容
事業費	求人メディア掲載費	300,000	200,000	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇転職サイトへの求人広告代金 20万円 (6月1日～8月31日、4週間(10万円)×2回) ・××新聞への求人広告代金 紙面半分(6月1日) 10万円
	就職説明会・面接会等出展費	700,000		<ul style="list-style-type: none"> ・■■就職面接会ブース代金 1ブース70万円
	自社ホームページ改修費			
合計		1,000,000	200,000	

※ 「補助金申請額」は、補助対象経費の合計額の2分の1以内(上限:20万円)。なお、仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する必要がある場合は、「補助金申請額」欄に(補助対象経費÷1.08)の2分の1以内の金額を記載してください。

※ 「内容」欄には、実施を計画する事業内容を具体的に記載してください。

(掲載するメディアの名称・掲載予定期間、就職面接会等の出展予定日時、改修で追加するホームページの内容など)

企業魅力アップ・定着支援事業変更計画書

1 変更理由及び内容

理由	■■就職面接会への出展を取りやめるため。
内容	■■就職面接会への出展を取りやめ、補助対象経費を100万円から30万円に減額する。

2 経費の配分

[変更前]

(単位：円)

区分	細目	補助対象経費	補助金申請額	内容
事業費	求人メディア掲載費	300,000	200,000	
	就職説明会・面接会等出展費	700,000		
	自社ホームページ改修費			
合計		1,000,000	200,000	

[変更後]

(単位：円)

区分	細目	補助対象経費	補助金申請額	内容
事業費	求人メディア掲載費	300,000	138,889	
	就職説明会・面接会等出展費			■■就職面接会への出展を取りやめる。
	自社ホームページ改修費			
		300,000	138,889	

※補助金申請額について
 上限は1社につき20万円。ただし、消費税等相当額を減額して申請する必要がある場合は、(補助対象経費÷1.08)の2分の1以内の金額を記入。

企業魅力アップ・定着支援事業実績報告書

1 事業内容等

※ 事業内容、実施期間、取組みによる効果等実績について、詳しくご記載ください

・〇〇転職サイトへの求人広告

掲載期間：平成30年6月1日～8月31日

掲載概要：別紙

掲載期間中、サイトを通じて応募が34名あった。そのうち、15名を面接し、最終的に4名の採用に繋がった。

・××新聞への求人広告掲載

掲載日 平成30年6月1日

掲載概要 別紙

新聞への掲載により、問い合わせが40件あった。また、企業説明会でも新聞広告を見て興味を持ったと話す学生が多数いた。結果的に、直接採用にはつながらなかったが、弊社のPRに大きくつながった。

※ 実施した内容が分かる資料を添付すること（求人メディア掲載時のページを印刷したもの、就職説明会・面接会等の出展内容の分かるもの、自社ホームページの改修内容が分かるものなど）

2 経費の配分等

(単位：円)

区分	細目	金額	内容
事業費	求人メディア掲載費	300,000	・〇〇転職サイトへの求人広告 ・××新聞への求人広告代金
	就職説明会・面接会等出展費		
	自社ホームページ改修費		
合計		300,000	

平成 30 年〇月〇日

兵庫県知事 様

住 所 神戸市中央区〇×通り 1—1
名 称 株式会社〇〇工業
代表者職氏名 代表取締役 兵庫 太郎 印

企業魅力アップ・定着支援事業に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて（報告）

企業魅力アップ・定着支援事業の実施にあたり、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告及び納税等の状況について下記のとおり報告します。

記

〔 区分欄のうち該当する番号にチェックしてください。
また、3の場合は、理由等を具体的に記載して下さい。 〕

区 分	補助事業手続き上の留意事項
<input type="checkbox"/> 1 免税事業者（前々年・前々事業年度の課税売上高が 1000 万円以下の事業者） ※「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者を除く	消費税等相当額を含め助成金の交付を申請し、交付を受けることが可能です。
<input checked="" type="checkbox"/> 2 課税事業者	
<input type="checkbox"/> 2-1 簡易課税制度適用事業者（前々年・前々事業年度の課税売上高が 5000 万円以下で当該納税制度を選択している事業者）	
<input checked="" type="checkbox"/> 2-2 2-1 に該当しない事業者	助成金交付申請時に、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する必要があります。
<input type="checkbox"/> 3 その他事業者（理由等を記載） （例）社会福祉法人等（消費税法別表第三に該当する法人）で特定収入割合が 5%を超えている事業者 など 〔 〕	当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額を含め助成金交付の決定がなされた場合には、交付決定後に消費税等の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を報告の上、速やかに返還する必要があります。

(参 考)

- 消費税等の確定申告で仕入れ税額控除により還付税額が発生するなど、本事業により交付した助成金に係る消費税相当額が、仕入れ税額控除対象となった場合には、本事業に要する経費と認められません。当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額は、さきに助成対象経費から控除するか、又はこれを含めて交付された場合には返還していただく必要があります。
- 本報告は、消費税等の申告・納税状況を確認させていただくことにより、本事業の適正な執行を図ることを目的としています。